

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 7/2561 号

件名：スマートシティ開発事業奨励

スマートシティ地区プロジェクトの開発および運営を促進し、スマートシステムサービスの対応に向けてタイ国内の工業団地または工業区の基準を向上するため、

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落の権限に基づき、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励事業種表の 7 類に下記の文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り決める。

業種	条件	恩典
7.9.3 スマート工業団地または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51%以上を保有すること。 2. 地域内に次の 7 つのスマートサービスを有すること。スマートモビリティ (Smart Mobility)、スマート人材 (Smart People)、スマート生活 (Smart Living)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance)、スマートエネルギー (Smart Energy) 並びにスマート環境 (Smart Environment) 3. 投資奨励申請書提出の前に、スマートシティ開発関係委員会または機関の同意を得ること。 4. バンコクおよびサムットプラカーン県内は奨励対象外とする。 5. 土地面積が 500 ライ以上あること。 6. 工場用地は総面積の 60%以上で 75%を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 7. その他の条件は以下の通りとする。 7.1 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、道幅が最低 30 メートルで、路面幅が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 - 路面積が 500 ライを超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、道幅が最低 20 メートルで、路面幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 7.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 7.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 7.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 7.5 委員会の同意した方式に基づくゴミ集積、整理、	A2

	処理の方法を有すること。 7.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 7.7 入居する工場に対し、充分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 7.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。	
7.31 スマートシティ地域開発事業	1. タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。 2. スマートシステムに対応できる通信インフラが揃っていること。例として、光ファイバー (Fiber Optic)、公衆無線 LAN (Public Wifi) など。 3. スマート環境 (Smart Environment) サービスを提供し、以下の他の6つのスマートシステムサービスのうち少なくとも一つのサービスを提供すること、スマートモビリティ (Smart Mobility)、スマート人材 (Smart People)、スマート生活 (Smart Living)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance) 並びにスマートエネルギー (Smart Energy) 4. 情報収集および管理システムを有すること。スマートシティ域内でマネジメントの情報への連結または提供をする。(Open Data Platform) 5. 投資奨励申請書提出の前に、投資委員会またはスマートシティ開発関係機関の同意を得ること。 6. 地域開発の目的に合致する目標を設定し、実施すること。 7. 地元住民の意見を受け入れる過程を有し、地元住民参加型の計画を提案すること。 8. 法人所得税免除の対象となる収入は、委員会が同意したスマートシステムで開発された地域内での利用料でなければならない。 9. 以下の恩典を付与する。 - 7つのスマートサービスが揃っている場合 - 7つのスマートサービスが揃っていない場合 10. 東部特別開発区 (EEC) に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり法人所得税を50%減税する。	A2 A3
7.32 スマートシティのシステム開発事業	1. 委員会が指示した以下のスマートシティサービスの内に適切な一つまたは多数のサービスを開発、設置・据え付け、提供すること。スマートモビリティ (Smart Mobility)、スマート人材 (Smart People)、スマート生活 (Smart Living)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance)、スマートエネルギー (Smart Energy) 並びにスマート環境 (Smart Environment)	

	2. 委員会またはスマートシティ開発関係機関が同意したスマートシティ開発のプロジェクトの一部として見做されること。 3. 以下の恩典を付与する。 - スマートシティ開発プロジェクトの一部と見做され、7つのスマートサービスが揃っているプロジェクトの場合 - スマートシティ開発プロジェクトの一部と見做され、7つのスマートサービスが揃っていないプロジェクトの場合 4. 東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり法人所得税を50%減税する。	A2 A3
--	--	---------------------

直ちに有効とする。

布告日：仏暦 2561 年（2018 年）12 月 28 日

陸軍大将

（プラユット・チャンオーチャー）
投資委員会委員長